わらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）	第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）
第三章　教員組織（第八条―第九条の二）	第三章　教員組織（第八条―第九条の二）
第四章　収容定員（第十条）	第四章　収容定員（第十条）
第五章　教育課程（第十一条―第十五条）	第五章　教育課程（第十一条―第十五条）
第六章　課程の修了要件等（第十六条―第十八条）	第六章　課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
第七章　施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）	第七章　施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）
第八章　独立大学院（第二十三条―第二十四条）	第八章　独立大学院（第二十三条―第二十四条）
第九章　通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）	第九章　通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）
第九章の二　研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）	第九章の二　研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）
第十章　共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）	第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
第十二章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条の五）	第十二章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十三章　雑則（第四十二条―第四十六条）	第十三章　雑則（第四十二条―第四十六条）
附則	附則

（共同教育課程の編成）

第三十一条　二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2　［略］

（国際連携専攻の設置）

第三十五条　大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2　大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3　国際連携専攻を設ける大学院は、外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
第十二章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十三章　雑則（第四十二条―第四十六条）
附則
（共同教育課程の編成）
第三十一条　二以上の大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。
2　［略］
（国際連携専攻の設置）
第三十五条　［同上］

2　大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3　国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。